

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における税制上の特例措置 （国14）（法人税：義） （地7）（事業税、法人住民税：義、事業所税、特別土地保有税：外） 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	<p>1 国税（法人税）関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 自由貿易地域及び特別自由貿易地域を発展的に拡充し、国際物流拠点産業集積地域制度（仮称）（対象地域：現在的那覇空港・那覇港周辺地域・中城湾港等を想定）を創設する。 アジア等の外資系金融業の集積を促進するため、対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。 優遇制度適用対象業種の拡大（無店舗小売業、機械修理業、貸倉庫業を追加） 適用対象法人の要件緩和 <ul style="list-style-type: none"> ①「新設から10年」を「認定から10年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。 ②「専ら」要件を緩和。 現行の特定地域内において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の拡充（控除率の引上げ） <ul style="list-style-type: none"> ①所得控除関係 所得税額控除 35%⇒55% ②投資税額控除関係 償却率 機械等・15%⇒25%、建物等・8%⇒15% （控除制限（法人税額20%上限）の撤廃） 建物と建物付属設備同時取得の撤廃 取得価格上限（20億円）の撤廃 ③特別償却関係（新規） 償却率 機械等・50%、建物等・25% 建物と建物付属設備の別取得の適用 <p>2 地方税関係</p> <p>(1) 国際物流拠点産業集積地域（仮称）内において、上記優遇制度の適用を受けた場合に係る法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び法人事業税等についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p> <p>(2) 国際物流拠点産業集積地域における事業所税の軽減措置及び特別土地保有税の非課税措置</p>
3	担当部局	代表 TEL:03-3581-5171 FAX:03-3581-9761 内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室 産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年4月：創設 平成14年4月：延長 平成19年4月：延長
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>近年のアジア諸国の経済成長は目覚ましく、将来的には中国、インド、ASEANなど我が国を上回る経済圏が出現するとともに、これらの間の経済交流が、今後ますます増大することは確実と見込まれている。このような中で、沖縄が、我が国を含むアジアのハブに位置しており、その地理的特性を生かした沖縄の振興を図っていくことが重要である。</p> <p>一昨年10月に開始された那覇空港を拠点とした国際貨物ハブ事業により、那覇空港の国際貨物取扱量は、中部国際空港を抜いて、成田空港、関西空港について我が国第3位の規模となっている。24時間空港である那覇空港を拠点に、日本を含むアジア主要8都市が極めて効率的に結ばれており、アジアにおけるジャストインタイムシステムの重要なインフラとなっている。</p> <p>これまで沖縄は、物流コストが高いことに加え、台風などの気象の影響により物流が途絶えてしまうリスクがあることから、製造業の立地が進んでこなかったが、国際貨物ハブの開始により、新たな臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の立地が始まりつつある。</p> <p>国際物流拠点産業の集積は平成24年度からの新たな沖縄振興に向けた主要施策の一つでもあり、観光や情報に次ぐ沖縄県のリーディング産業と位置づけ、併せて、那覇空港、那覇港及び中城湾港の国際競争力を向上させ、沖縄の自立型経済の構築を図る。</p> <p>今後、アジアの中心に位置するという沖縄の地理的優位性を活用し、近隣諸国の成長や活力を効果的に取り込み、沖縄だけではなく我が国全体の経済発展にも波及効果が期待できるものと考えられ、国際物流拠点産業の集積を新たな沖縄振興の重要な柱のひとつと位置づけ、支援施策を行っていくことが必要である。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《政策目的の根拠》</p> <p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） 沖縄振興計画（平成14年7月10日内閣総理大臣決定）</p> <p>政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」 施策「沖縄における産業振興」 （沖縄県：沖縄21世紀ビジョン、第II部(3)の3))</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>概ね10年間で国際物流拠点産業の総生産額約50億円、雇用数500人の創出を見指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>10年間で臨空・臨港型産業の</p> <ul style="list-style-type: none"> ①総生産額の増加額 ②新たな雇用数の増加数 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国際物流拠点の形成は、沖縄振興における重要分野であることから、「国際物流拠点産業集積地域」（仮称）における国際貨物の取扱量の増加は政策目的の達成に寄与するもの。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成23年度中の国会において、現行の沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「国際物流拠点産業集積地域」を指定し、平成24年度から税制の特例措置が活用されることを見込む。</p> <p>※国際物流拠点産業集積地域・那覇空港・那覇港周辺地域・中城湾</p>

		港等を想定
	② 減収額	平年度の減収見込額 20 百万円 (制度自体の減収額) (- 百万円)
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 「国際物流拠点産業集積地域」に集積される産業については、沖縄振興における重要分野であることから、関連産業の集積や国内外への普及展開のための施策を講ずることで、政策目的を実現することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 以下の優遇制度適用実績(自由貿易地域及び特別自由貿易地域)がある。 (平成 14 年～平成 21 年度) ・所得控除・32百万円(延6社) ・投資税額控除・27百万円(延12社) ・特別償却・132百万円(延4社)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 租税特別措置等と予算措置等との相乗効果により、民間活力主導による沖縄振興における重要分野を担う企業等の集積が進まず、沖縄における自主型経済の発展に寄与できない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 租税特別措置法により沖縄振興における重要分野を担う企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出すことが期待される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 高度モノづくり産業を始めロジスティックセンター及びリペアセンター等の国際物流拠点産業を国内企業だけでなく、「沖縄」という立地を生かしたアジア等の外資系企業の集積を促進するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 「国際物流拠点産業集積地域」に集積される産業については、沖縄振興における重要分野であることから、関連産業の集積や国内外への普及展開のための施策を講ずることで、政策目的を実現することができる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 —</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

国際物流拠点産業集積地域（仮称）の所得控除、投資税額控除及び特別償却に関する減収見込額

【税制優遇措置を利用した企業に対するアンケート等をもとに推計】

旧エリア(特自貿・自貿)平成20年から22年度の実績

年度	所得控除	投資税額控除	特別償却	
20	【2】 18,923	【1】 882	0 (H16:42,731 【1】)	アンケートによると、 ・投資税額控除のうち、8%が建物、92%が機械 ・特別償却による償却費のうち、100%が機械
21	【2】 12,317	【1】 1,006	0 (H17:63,928 【1】)	3年の実績をもとに、率を拡充した場合の減収額を計算すると、 【所得控除分(実績:6社)】 =(34,420÷3年÷35%×55%×30%(税率)=5,409・①
22	【2】 3,180	【3】 5,530	0 (H18:24,598 【1】)	【投資税額控除分(実績:5社)】 =(7,418÷3年×8%÷8%×15%)+(7,418÷3年×92%÷15%×25%) =4,162・②
合計	【6】 34,420	【5】 7,418	0 (※H:131,257 【3】)	【特別償却分(実績:3社)】直近3年は実績がないが過去の実績 (平成16～18年)を参考とする =(131,257÷3年×100%÷50%×50%×30%(税率)=13,126・③
	【】:適用法人数		():過去の実績	

選択課税のため、(①)+(②)+(③)÷3=7,566 →単年度では、8百万円

新エリア(那覇港・那覇空港周辺地域)を拡大することによる効果
→新規エリア 7.8ha ÷ 3,769㎡(1社平均) ≒ 20社
・新沖振法(10年)を想定し、3年で6社の進出を想定(1年で2社の進出を想定)
【所得控除分(想定:2社)】
=34,420÷6社×2社÷35%×55%×30%(税率)=5,409・④
【投資税額控除分(想定:2社)】
=(7,418÷5社×2社×8%÷8%×15%)+(7,418÷5社×2社×92%÷15%×25%)=4,995・⑤
【特別償却分(想定:2社)】
=(131,257÷3社×2社×100%÷50%×50%×30%(税率)=26,251・⑥
※3年6社合計(36,655)を単年度(2社)に割り戻す
=(④)+(⑤)+(⑥)÷3年=12,218
【合社】=12,218 →単年度では、12百万円
それぞれの効果を反映した場合、減収見込み=20百万円と推計

○ 国際物流拠点産業集積地域(仮称)地方税減税見込額

I 旧エリア(特自賃・自賃)の地方税の減税見込額について

1. 固定資産税減免額

	平成20年	平成21年	平成22年	合計	1社平均 ①
固定資産税(実績)	32,564	18,344	10,110	61,018	1,387
固定資産税納付企業数(実績)	18	13	13	44	

2. 不動産取得税減免額

	平成20年	平成21年	平成22年	合計	1社平均 ②
不動産取得税(実績)	5,911	0	0	5,911	1,970
不動産取得税納付企業数(実績)	3	0	0	3	

3. 法人事業税減免額

	平成20年	平成21年	平成22年	合計	1社平均 ③
法人事業税(実績)	15,876	772	1,120	17,768	1,777
法人事業税納付企業数(実績)	5	3	2	10	

◎旧エリアの減収見込額 28,232 千円(①～③の実績合計÷3年)

II 新エリア(那覇港、那覇空港)の地方税の減税見込額について

1. 固定資産税の減収見込額

$$\text{①} \times 2\text{社} \approx 1 = 2,774 \text{ 千円} \cdots \text{④}$$

※1・新規エリア進出企業数(7.8ha(新規エリア) ÷ 3,769㎡(1社平均)) ÷ 20社
∴1年当たり2社の進出を想定

2. 不動産取得税の減収見込額

$$\text{②} \times 2\text{社} \approx 1 = 3,940 \text{ 千円} \cdots \text{⑤}$$

3. 法人事業税の減収見込額

$$\text{③} \times 2\text{社} \approx 1 = 3,554 \text{ 千円} \cdots \text{⑥}$$

◎新エリア減収見込額 10,268 千円(④+⑤+⑥)

III 国際物流拠点産業集積地域(仮称)の地方税の減税見込額について (単年度)

$$\text{I} + \text{II} = 38,500 \text{ 千円}$$